

訪問看護事業所の皆様へ

感染症法に基づく 医療措置協定について

1 医療措置協定とは

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に基づき、府知事は、平時に医療機関(訪問看護事業所)と新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症(新型インフルエンザ等感染症等)の発生及びまん延時における医療提供体制に関する協定(医療措置協定)を締結する。
※ただし、これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナ(COVID-19)への対応を念頭におく。
- 協定締結医療機関(訪問看護事業所)は、国において新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから、新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間(新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間)、府知事の要請に基づき、協定内容の措置を講じる。

1 医療措置協定とは

■府における協定協議項目別対象医療機関

		医療措置の内容(※1)				
		病床確保	発熱外来	自宅療養者等への医療の提供(※2)	後方支援(※3)	人材派遣
対象医療機関(※4)	病院	●	●	●	●	●
	診療所	●(※5)	●	●		
	薬局			●		
	訪問看護事業所			●		

府知事が
第一種協定指定医療機関
に指定(※6)

府知事が
第二種協定指定医療機関
に指定(※6)

(※1)協定締結医療機関(病院、診療所、訪問看護事業所)には、個人防護具(PPE)の備蓄を推奨
(※2)自宅・宿泊療養者への医療提供又は高齢者施設等若しくは障がい者施設等への医療提供
(※3)感染症患者以外の患者の受入又は感染症からの回復後に入院が必要な患者の転院の受入

(※4)府内にある、病院、診療所、薬局、健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者
(※5)有床診療所に限る。
(※6)指定基準(8ページ参照)を満たした医療機関を指定。当該医療機関における新型インフルエンザ等感染症等の医療費について、患者の自己負担分が公費負担の対象

1 医療措置協定とは

■医療提供の義務について

- ・感染症法に基づき、府知事は、公的医療機関等(※)、地域医療支援病院及び特定機能病院の管理者あてに、各地域におけるその機能や役割を踏まえ、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症等に係る医療提供体制の確保に必要な措置について通知
- ・通知を受けた当該医療機関の管理者は、当該措置を講じなければならない。

(※)公的医療機関等とは、次の者が開設する医療機関(訪問看護事業所)

独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、都道府県、市町村、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生(医療)農業協同組合連合会または社会医療法人、国家公務員共済組合及びその連合会、地方公務員等共済組合、日本私立学校振興・共済事業団、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、北海道社会事業協会

2 協定の内容について

1

協定の目的と
措置実施の要請

- ・医療措置協定の目的(第1条)
- ・医療措置実施の要請(第2条)

2

発生・まん延時
の対応

- ・医療措置の内容(第3条)
- ・新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等(第6条)

3

平時の対応

- ・个人防护具の備蓄(第4条)
- ・協定の実施状況等の報告(第9条)
- ・平時における準備(第10条)

4

その他

- ・措置に要する費用の負担(第5条)
- ・協定の有効期間及び変更(第7条)
- ・協定の措置を講じていないと認められる場合の措置(第8条)
- ・損害補償(第11条)
- ・疑義等の解決(第12条)

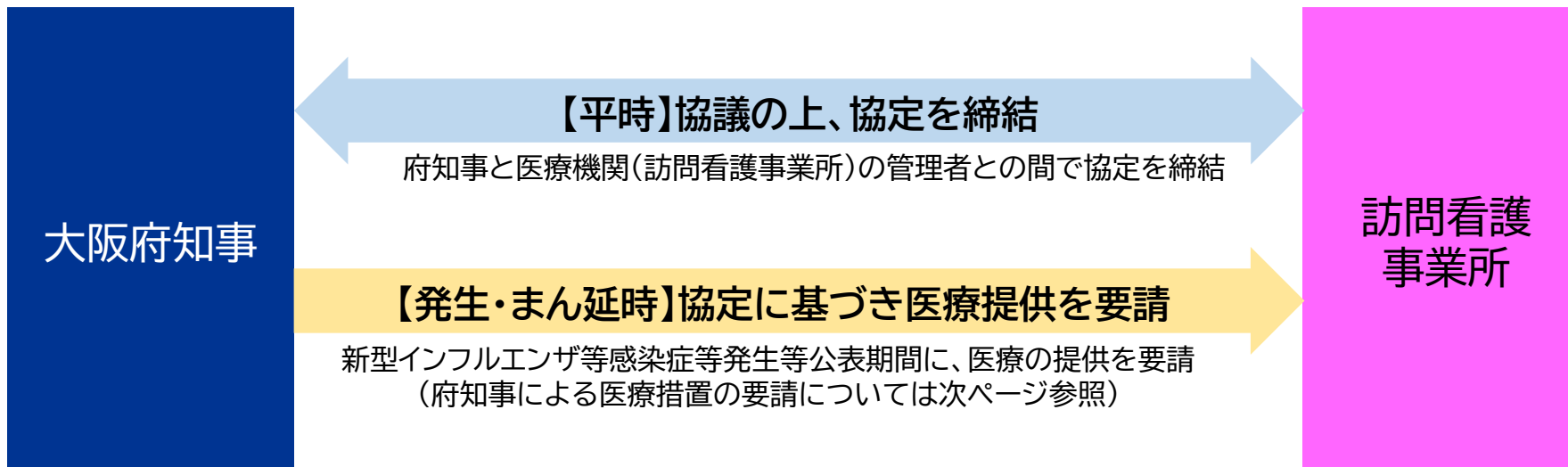
2 主な協定内容(協定の目的と措置実施の要請)

1

協定の目的と措置実施の要請

第1条 目的

第2条 医療措置実施の要請



対象となる感染症

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症

※これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナ(COVID-19)への対応を念頭におく

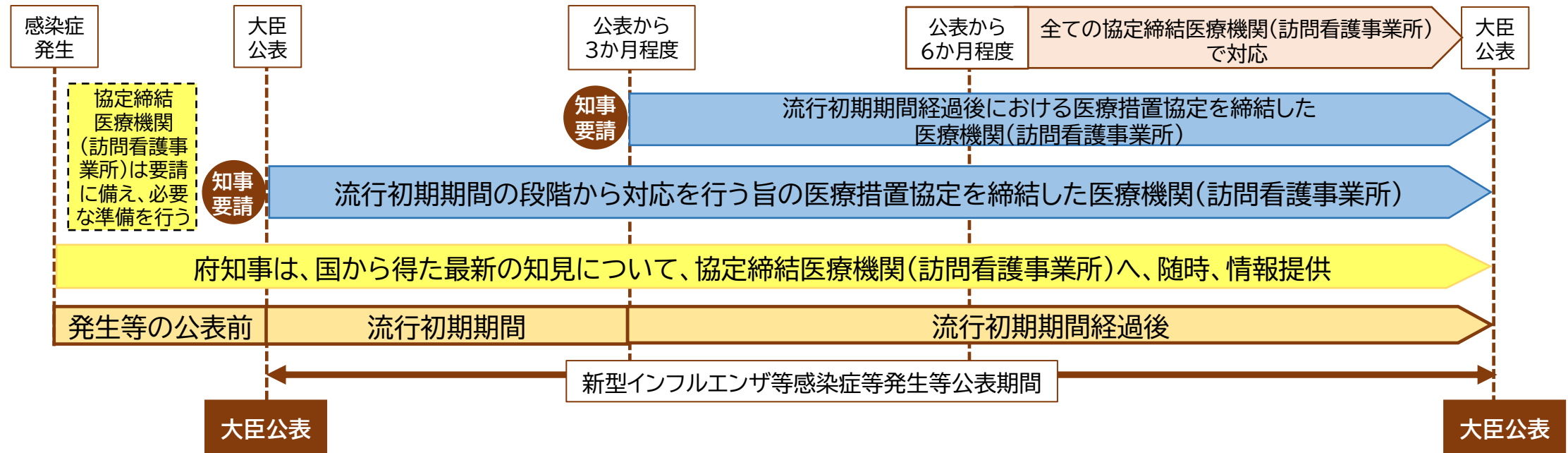
2 主な協定内容(発生・まん延時の対応)

2 発生・まん延時の対応

第3条 医療措置の内容

第6条 新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等

■発生時の対応の流れ



【府知事による医療措置の要請】

■医療措置協定締結医療機関(訪問看護事業所)に対し、医療提供体制及び物資の確保について、その時点の状況を確認した上で、医療提供を要請

■必要な診療体制を整備できる状況であることが前提(必要な診療体制(例):医療従事者や物資の確保等)

■医療関係団体をはじめ、感染症に関する専門家等の意見を踏まえ、行う。

※新型インフルエンザ等感染症等の性状等が、国において事前の想定とは大きく異なる事態であると判断された場合、府は協定の内容の機動的な変更又は状況に応じた柔軟な対応を行う。

【参考】医療措置の内容と指定基準

自宅療養者等への医療の提供

- ・自宅療養者、宿泊療養者又は高齢者施設等若しくは障がい者施設等に対して医療（訪問看護）を提供する。
- ・患者の容体の変化等の際、迅速に医療につなげるため、できる限り健康観察（府（保健所等）から依頼された患者に対して体温その他の健康状態について報告を求める業務）の協力を行う。

※健康観察のみを実施する場合、協定締結の対象外

■第二種協定指定医療機関（自宅療養者等への医療の提供）の指定基準

- ・当該訪問看護事業者に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能
- ・府知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、自宅療養者、宿泊療養者又は高齢者施設等若しくは障がい者施設等に対する医療として訪問看護を行う体制が整っている。

2 主な協定内容(平時の対応)

3 平時の対応

- 第4条 個人防護具の備蓄(任意)
- 第9条 協定の実施状況等の報告

個人防護具の備蓄(任意)(第4条)

- 各医療機関(訪問看護事業所)において、個人防護具(以下の5物資)を備蓄(2ヶ月分を推奨)
- ※実際の有事において、需要が急増し、物資の不足が生じた場合は、国の備蓄等で対応することを想定

- ・サージカルマスク
- ・N95マスク
- ・アイソレーションガウン
- ・フェイスシールド
- ・非滅菌手袋



- 個人防護具の備蓄に係る費用は医療機関(訪問看護事業所)において負担(第5条)
- 備蓄物資を順次切り崩して感染症対応以外の通常医療の現場で使用する、回転型での備蓄を推奨

協定の実施状況等の報告(第9条)

- 協定に基づく措置の実施状況及び当該措置に係る運営状況等について、府知事より報告の求めがあったときは速やかに報告

報告手法

G-MIS_(※)(努力義務)

G-MISによる報告について
ご協力をお願いします



(※)G-MIS:厚生労働省による医療機関等情報支援システム
今後、訪問看護事業所に対しシステム利用のためのIDが付与される予定

2 主な協定内容(平時の対応)

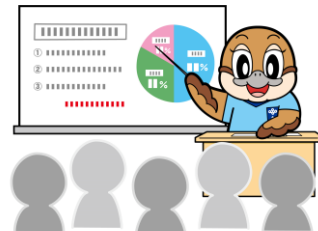
3 平時の対応

第10条 平時における準備

平時における準備(第10条)

研修・訓練

- ・研修・訓練の実施、又は、外部の機関が実施する研修・訓練に医療従事者等を参加
- ・研修・訓練の内容は、PPEの着脱や、その他感染対策等を想定



点検

- ・措置を講ずるに当たって対応の流れを点検

それぞれ年1回以上行うよう努める

2 主な協定内容(その他)

4 その他

第5条 措置に要する費用の負担
第7条 協定の有効期間及び変更

措置に要する費用の負担(第5条)

■医療措置に要する費用について

- ・大阪府の予算の範囲内において、協定締結医療機関(訪問看護事業所)に補助
- ・詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定める。

協定の有効期間及び変更(第7条)

有効期間

協定締結日から令和9年3月31日
(申し出がなければ3年間自動更新)

変更

事情等があれば随時変更可能

協定の解約

- ・協定に沿った対応が困難であるやむを得ない事情が生じた際には、医療機関(訪問看護事業所)は、協定の解約を申し出ることが可能
- ・双方が解約について協議の上、協定を解約
- ・協定の解約に伴い、府は速やかに第二種協定指定医療機関の指定を取消し

※公的医療機関等については、協定締結の協議結果を踏まえ、感染症法に基づく医療提供義務として、府知事より通知されることを想定している。

2 主な協定内容(その他)

4 その他

第8条 協定の措置を講じていないと認められる場合の措置
第11条 損害補償

協定の措置を講じていないと認められる場合の措置(第8条)

府知事の措置

勧告、指示、公表

- ・まずは、当該医療機関(訪問看護事業所)等と話し合いに基づく調整を行います
- ・話し合いや調整をすることなく、勧告、指示、公表を行うことはありません

以下のような正当な理由があると府が判断する場合、
この措置(勧告等)を行うことはありません

正当な理由(例)

- ・医療機関(訪問看護事業所)の感染拡大等により、医療機関(訪問看護事業所)内の人員が縮小している場合
- ・病原体の性状等が協定締結時に想定していたものと大きく異なり、患者一人当たりにより必要となる人員が異なる場合
- ・感染症以外の自然災害等により、人員や設備が不足している等、協定締結時の想定と異なる事情が発生し、協定に沿った対応が困難であることがやむを得ないと府が判断する場合

損害補償(第11条)

- ・協定締結医療機関(訪問看護事業所)が、府知事からの要請により協定に基づいた医療措置を講じた際、当該業務により感染症に罹患、負傷等した場合の補償について、国の財政措置等を勘案し、府と医療機関(訪問看護事業所)が協議のうえで、適切に対応

※国は労災保険給付の対象となること以外の具体的な補助については、今後検討するとされている。